

全 住 協 第157号
令和3年9月21日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

「賃貸不動産経営管理士」の国家資格化に伴う「業務管理者移行講習」の実施について
(一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会主催)

(一社)賃貸不動産経営管理士協議会から、令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格し令和4年6月までに登録を受けた賃貸不動産経営管理士が、所定の講習を修了することにより、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律において賃貸住宅管理業者が業を営む上で設置が義務付けられる「業務管理者」となる旨の周知依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、社内に賃貸不動産経営管理士がいる場合は、ご案内くださいますようお願いいたします。

詳細は添付資料をご参照ください。

なお、内容に関するお問い合わせは、直接協議会受付センターへお願いします。

記

1. 添付資料 「あなたが取得した賃貸不動産経営管理士は国家資格に移行できます」
2. 参考HP 業務管理者移行講習((公財)日本賃貸住宅管理協会HP)
<https://www.jpm.jp/migration/>

以 上

この度、賃貸住宅管理業の資格である「賃貸不動産経営管理士」が国家資格になりました。つきましては貴社在籍の有資格者の方、試験合格者の方に、国家資格へ移行できる「業務管理者移行講習」を周知していただけますよう、宜しくお願い申し上げます。



あなたが取得した 賃貸不動産経営管理士は 国家資格に移行できます

令和4年
6月15日まで
限定!

賃貸不動産経営管理士の 国家資格化について


令和3年6月施行の「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下、賃貸住宅管理業法という）」における賃貸住宅管理者が業を営む上で設置が義務付けられる「業務管理者」の要件に、賃貸不動産経営管理士が位置付けられました。これにより、業務管理者の要件を満たした同管理士は、法体系に基づく国家資格となります。

国家資格化には、業務管理者移行講習の受講が必要です

eラーニング
だから
24時間
受講可能!

業務管理者移行講習

本講習は賃貸住宅管理業法に基づく「業務管理者」になるための講習です

対象者	令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格し、令和4年6月（経過措置期間満了）までに登録を受けた賃貸不動産経営管理士 ※未登録や有効期限切れの場合は受講できません。 詳細は右記のWEBページをご参照下さい。	学習方法	インターネット約2時間の eラーニング講習 (24時間受講可能)	学習内容	「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に関する知識」前編及び後編
講習指定実施機関	一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会	受講料	7,700円(税込) ※テキスト代・効果測定受験料・送料含む	申込方法	講習の案内及びお申込みはこちら➡ 
講習協力機関	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 (協力：一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会)	実施期間	令和4年6月15日(水)まで		
		申込期間	令和4年6月1日(水)まで(予定)		

https://www.chintaikanrishi.jp/about/course_g/

※貴社在籍の有資格者に関するお問い合わせは個人資格のため、お答えしかねます。